

第1回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年3月3日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年3月3日 午前10時00分 開会
- 3.平成29年3月3日 午前11時01分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	農業委員会事務局長	田口求
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
人権啓発課長	下村裕二	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	佐伯寛文	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	監査委員事務局長	小嶋穂壽美
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について（議長）

日程第 4 諸般の報告について（市長）

日程第 5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

平成 29 年第 1 回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙な折にも関わりませず、3 月の定例会本会議にご出席をいただき、お礼を申し上げます。

本定例会は平成 29 年度当初予算を審議する最も重要な議会でありまして、執行部より提出された諸議案は、平成 29 年度予算案及び平成 28 年度補正予算案のほか、条例の改正等 40 件であり、市民生活にとって重要な案件であり、かつその内容も多種多様にわたる膨大なものでございます。

議案の内容につきましては、後ほど市長から詳細にわたって説明されることと存じますが、議会としましては、市民の要望する諸施策を市政運営上に力強く反映すべく努力してまいりたいと存じます。従って、会期も相当の日数を予定しておりますが、議員各位の熱心なご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

時すでに早春とは申せ、余寒なお去りがたい折から、皆様方にはご自愛を賜りまして、本市議会の審議にご精励くださいますようお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、平成 29 年第 1 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、17番議員、古木孝宏君、18番議員、田中則次君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告をいたします。

議会運営委員会を2月24日午前10時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をしました結果、まず会期につきましては、今定例会の付議事件が専決処分の報告3件、専決処分の承認4件、条例の改正5件、平成28年度補正予算案9件、平成29年度予算案13件及びその他6件の計40件であることから、会期を本日3月3日から3月21日までの19日間といたします。

会期日程につきましては、議員各位に配布してあるとおりであります。ご了承願います。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。専決処分の報告3件、専決処分の承認4件以外のすべての議案については、質疑の後、各常任委員会に付託することになりました。

なお、委員会付託議案審議については、会期中の日程に従って各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑は、ご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについてご報告いたします。

まず、一般質問の通告期限であります。3月8日の午後5時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については執行部において万全の準備を整えて、的確な答弁ができるよう具体的に記載していただくこと、また、通告内容以外の質疑にならないよう気を付けていただきますよう併せてお願いをいたします。また、執行部におきましても、所管の答弁がスムーズに行われますよう、万全の体制を期していただきますようお願いいたします。

次に、一般質問の時間についてですが、答弁も含め45分間といたしておりますので、議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会散会後は全員協議会を開くことにいたしましたので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおり

りであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告について（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付いたしました別紙報告書をご覧くださいと思います。

まず、監査委員より平成28年11月分から平成29年1月分までの例月出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧を願いたいと思います。

次に、熊本県市議会議長会並びに阿蘇市町村議長会等の開催状況についてであります、お配りしているとおりであります。詳細につきましては、後をご覧くださいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 諸般の報告について（市長）

○議長（藏原博敏君） 日程第4、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

阿蘇市誕生から12年間、常に市民の方々から信頼される行政の運営を心掛けてきました。これからの4年間も市民の皆様方が安心して暮らすことができることを第一に、相次ぐ災害からの完全復興と防災・減災対策を最優先課題と位置づけ、また市民の皆様方の思いをしっかりと受け止め、財政基盤の強化、主産業の活性化、医療・福祉・教育（人づくり等）の充実、人口減少に歯止めをかけるべく、地域活性化諸施策等々、全身全霊をかけてまいりましてまいります。

それでは、平成29年第1回阿蘇市議会定例会の開会に当たり、12月定例会以降の諸般の報告をいたします。

まず、総務部関係について報告いたします。

【総務課】

4月14日に設置した「阿蘇市災害対策本部」は、地震発生から8カ月が経過し、災害査定等も順調に進んでいること、被災された方々も順次仮設住宅等への入居が完了し、生活再建に向けた動きが始まったこと、また、今後、本格的な復旧・復興を更に加速させる必要があることから、12月16日「阿蘇市災害復旧復興対策本部」に移行しました。

引き続き、被災された方々の生活再建、未来に希望の持てる農林畜産業・商工業・観光業等々の復興に向け、その歩みを強めます。

災害関連死の認定状況については、昨年 11 月から学識経験者等で構成する「災害弔慰金支給審査会」を 4 回開催し、認定 16 件、却下 4 件を決定、2 月末までに別途 6 件の新規相談を受けております。

昨年 10 月 8 日の爆発的噴火以降、非常に心配されました阿蘇中岳第一火口は、噴火警戒レベルも 12 月 20 日には「3（入山規制）」から、「2（火口周辺規制）」に。また、2 月 7 日には「1（活火山であることに留意）」へと、実に 892 日ぶりに引き下げられました。

熊本地震・噴火災害等、自然の脅威に苦悩続きであった阿蘇地域にとって非常に明るい話題となり、大きな期待の聲が寄せられています。

しかしながら、議員各位にも現地を確認していただいたとおり、火口一帯には大量の火山灰が堆積し、大小の噴石も至るところに飛散しており、監視所や退避壕など周辺施設は大きな被害を受けています。

特に環境省が所管する「火山ガス警報システム」は、その機能が喪失、転落防止策等もほとんどが破損しており、阿蘇火山防災会議協議会としては、火山活動は低下しているものの、火山ガスの測定もできない状況にあることから、火口見学者の安全が確保されるまでの一定期間は、火口周辺概ね 1 km の範囲内の立ち入りを制限する「一次規制」を継続しています。

これから絶好の観光シーズンを控え、阿蘇の元気を取り戻すべく早期の火口見学再開に向け、環境省をはじめ関係機関とともに最善を尽くしながら、安心・安全を第一にスピード感を持って取り組みます。

人事面では熊本地震以降、激務が続く中で職員のメンタル不調が心配されておりましたが、労働安全衛生法に基づき、全職員を対象にメンタルヘルスチェックを実施しました。

要面談者に対しては産業医の面接を勧めるなど、組織全体における「心の健康レベル」を引き上げるとともに、個々の職員が最大限の力を発揮することができるよう、職場環境の改善や働きやすい職場づくりに努めます。

【税務課】

2 月末現在、罹災証明発行件数は、被災住家の全壊 118 件、大規模半壊 95 件、半壊 722 件、一部損壊 1,489 件、合計 2,424 件の証明書を発行しました。

被災者再建支援として、平成 28 年度分の固定資産税 1,089 件、住民税 562 件、国民健康保険税 189 世帯の減免措置を講じております。

また、2 月 16 日から 3 月 15 日まで住民税・国民健康保険税及び所得税の申告を受け付けておりますが、熊本地震で住宅や家財に損害を受けられた方が雑損控除の申告に多数来訪されています。

次に、市民部関係について報告いたします。

【市民課】

熊本地震に伴う災害廃棄物処理事業は、12 月末までに 4 万 9,810 t の廃棄物を処理し、県下の平均再生利用率 65.7%を上回る 89.1%を再生利用しています。

また、地震事業対策班が進めている公費解体は、1 月末現在、906 棟の公費解体見込数のうち、既に 780 棟が解体を終え、進捗率は 86.1%、県の平均進捗率 43.9%を大きく上回っ

ています。このため、災害廃棄物の発生量は今後減少すると見込まれ、なお一層コスト削減に努め、効率的な処理を進めます。

生活相談センターでは、震災に伴う経済状況の悪化等で生活困窮に陥る恐れがある方に対して、関係部署・関係機関と連携しながら自立支援を進めています。

マイナンバーカードは1月末現在、人口のおよそ1割にあたる2,774人の申請を受け付け、2,160人にカードを交付しています。今後も個人情報の取り扱いに細心の注意を払いながら、スムーズな交付を行います。

【福祉課】

乙姫小学校跡地の養護老人ホーム建設は、1月に入札を実施し業者が決定、現在、着工に向け準備段階であり、3月中頃に起工式を予定していると聞いております。

ファミリーサポートセンター事業では、依頼会員と協力会員を募って登録を進め、現在、依頼会員40人、協力会員15人を登録しています。

併せて協力会員に対し、子どもさんを預かるための基礎知識等を取得するための講習会を開催、今後も事業の周知を行い、子育て支援に努めます。

臨時福祉給付金では、本年度、高齢者向け給付金3,796人、障害・遺族年金受給者向け給付金256人、低所得者向け給付金5,359人の申請を受け付け、給付を終えています。なお、新年度においても経済対策として、本年度の対象者に1万5,000円が給付されますので、今後も制度の周知に努めます。

県が創設した一部損壊世帯が行った100万円以上の住家の修理に対する10万円の義援金は、1月に17件、2月に10件の申請を受け付け、県から配分された後、随時、該当者に支給しています。

降灰対策では、要援護者等を対象とした降灰除去費用の一部助成事業の申請を、2月末現在31件受け付けています。今回は一昨年前の噴火と比べ被害が大きく、申請件数も多くなっています。

また、熊本地震での被災者生活再建支援として取り組んでいる「地域支え合いセンター事業」は、委託先である阿蘇市社会福祉協議会が応急仮設住宅、みなし仮設住宅を訪問、電話連絡・手紙の送付などを行い、相談支援に取り組んでいます。

今の生活において不足するものなどの相談が多いようですが、入居者の方々が自立するためには、更にきめ細かな支援が必要であり、今後も委託先と協力しながら事業を進めます。

【ほけん課】

国民健康保険事業では特定健診、保健指導率が確定し、平成26年度から引き続き「後期高齢者支援金減算対象保険者」に該当しました。今後も保険者として特定検診受診率の向上及び医療費の適正化に努めます。

介護保険事業では、本年度から開始した「日常生活支援総合事業」の充実を図り、地域包括支援センターとともに保険者として介護予防に努めます。

後期高齢者医療保険では、健診受診者の増加に伴い、平成27年度では1人当たりの医療費が県下7位から10位に下がりました。更に健診受診の啓発を行い、早期発見治療を進め、

医療費の適正化に努めます。なお、熊本地震による被保険者の一部負担金及び保険料の減免措置は、被災された被保険者の負担軽減と生活再建を図るため、9月末まで延長になりました。

次に、経済部関係について報告いたします。

【農政課】

農地等の災害復旧対策は、1月上旬に国の災害査定がすべて終了し、現在、本格的な農地等の災害復旧工事へ向け、準備を進めています。

しかしながら、今回の震災は広範囲で甚大なことから、今春の営農再開までに復旧を完了することが厳しい状況もあり、対象者の方々に被災農地等の復旧へ向けた説明会を開催、現状報告や作付調整等についてご理解とご協力をお願いしました。

今後、復旧工事の発注状況を見ながら、工事の時期や箇所調整等について、関係機関と連携し、早期の営農再開、復旧対策を進めます。

被災農家向け経営体育成支援事業は、現在、個別ヒアリングを行い、2月末現在、144件、8億3,383万円を交付決定しました。

治山事業では、国の直轄事業が4箇所、県営事業が10箇所の実施となっています。また、来年度は16箇所の事業が計画されていますが、平成24年豪雨災害の治山事業等も継続して行われ、復旧箇所が増加しており、引き続き、国・県等の関係機関へ早急な対応を要望します。

【観光課】

前述したとおり、阿蘇山の噴火警戒レベルが引き下げられましたが、火口周辺は大きな損傷を受けており、火口見学の再開は大変険しい道のりであります。

山上観光は本市の目玉であり、一日も早い復旧に向け、環境省をはじめ関係機関と、「阿蘇中岳火口見学の早期再開に向けたプロジェクトチーム」を立ち上げ、安全面を十分に考慮した火口見学の早期再開に全力で取り組みます。

また、昨年から阿蘇山上の関係者の方々と復興ビジョンの策定に取り掛かっており、草千里ヶ浜を含めた阿蘇山上一帯の滞留時間の創出や魅力の向上も併せて進めます。

阿蘇サイクルツーリズムは、市内3箇所にモデルコースを設定。今後、各名所や日常の暮らしに触れるサイクリングコースの魅力を発信します。

また、「防災教育旅行シンポジウム」を開催するなど、熊本地震以降、減少している教育旅行の回復に向けた取り組みも強化しています。引き続き、阿蘇観光の再興に努めます。

【まちづくり課】

商工業関係は、震災からの復旧・復興を目指し、グループ補助金を活用した事業所11グループ114社が認定を受け、うち44社が補助金の交付決定をしています。今後も商工会等と連携強化し、復旧・復興に向けた商工業振興に取り組みます。

少子高齢化や人口流出による人口減少に歯止めをかけ、新たな移住定住を促進する「阿蘇市空き家バンク」を強化し、より多くの物件を詳細に紹介するため、現在、約1,000戸の空き家について、専門調査員が老朽化・修理箇所等を調査し、空き家物件のデータベース化に

取り組んでいます。

今後も空き家バンクの運用や移住定住希望者が参加する国・県主催の説明会でPR活動を行い、移住定住につながる施策を推進します。

次に、土木関係について報告いたします。

【建設課】

国土交通省が国道 57 号の災害復旧事業として進めている「北側復旧ルート」は、現在車帰地区の地盤改良工事を進めており、近々、トンネル本体工事に着手する見込みです。

併せて他の地区では用地交渉を行い、用地取得が完了した箇所から随時工事に着手し、早期開通を目指しています。

なお、国道 57 号の現道は、早期復旧に向けてボーリング調査等が進められています。

また、国道 57 号の代替ルートである県道菊池赤水線と県道北外輪山大津線（通称「ミルクロード」）は、待避所の整備や道路監視カメラの設置、二重峠交差点の改良実施、加えて「俵山ルート」が開通し、幾分渋滞が解消されつつあります。

また、今冬は降雪も少なく、積雪に万全の対策で臨んだため、大きな混乱は起きませんでした。今後も国道 57 号の迂回路として長期利用が予想され、事故等による渋滞も懸念され、引き続き関係機関に要望を行います。

熊本地震と梅雨前線豪雨で公共土木施設災害復旧は 241 箇所すべての災害査定が昨年 12 月までに終了し、採択率 99.6%となりました。実施設計が終了した箇所から随時発注し、2 月 17 日現在、56 件の契約が済みました。今年度は 65%に当たる 157 件の発注を進め、早期復旧に努めます。

【住環境課】

熊本地震による被災者の方々の住宅支援は、応急仮設住宅が 4 団地 101 戸、平成 24 年に建設した支援住宅 15 戸、合計 116 戸に応急仮設住宅として入居されています。

また、みなし仮設住宅は 1 月末現在、134 件の申請があり、うち 26 件が阿蘇市外を利用され、住宅応急修理は 466 件の申請を受け付けております。

なお、みなし仮設住宅の申し込み期限は 3 月末まで、住宅応急修理の申込期限は 4 月 13 日までとなっています。

災害公営住宅建設関連では、応急仮設住宅、・なし仮設住宅に入居されている方々には、既に再建された方もいらっしゃいますが、仮設住宅の生活が落ち着いてから再建を考えられる方々がほとんどです。罹災証明の発行や再建支援に関する各種制度の期間延長など、生活再建に影響する要件は日々変化しており、現時点で生活再建方針を決めるには難しい状況です。引き続き、再建支援策の情報発信に努め、被災者の方々の意向に沿った支援をし、要件の変化を見極めながら検討を進めます。

阿蘇山の噴火に伴う降灰除去は、本庁及び支所並びに 13 行政区に火山灰集積所を設置、これまで約 460 t の火山灰を収集しており、現在では市役所への持ち込みも減少傾向にあります。

また、公営住宅の降灰除去は被災した 5 団地のすべてが年度内に完了予定です。

次に、教育部関係について報告いたします。

【教育課】

熊本地震での学校施設災害復旧工事は、阿蘇小学校、内牧小学校、一の宮小学校、阿蘇中学校で完了しています。

阿蘇西小学校は12月12日に文部科学省の第1回の災害査定を受けましたが、被害が拡大していることが判明。当初設計では「校舎利用が可能」との判断でしたが、地震発生後の余震で許容範囲を超える新たな沈下が確認され、校舎の改築が必要となり、1月31日に第2回の災害査定を受けました。災害復旧事業として採択される予定であり、早期着工を目指します。

社会体育施設の災害復旧工事は、アゼリア21が完了し、農村公園あびかは1月24日に文部科学省の災害査定を受け、災害復旧事業として採択予定であり、早期着工を目指します。

また、阿蘇山噴火に伴う降灰対策事業として、一の宮小・中学校校舎、体育館の屋根及び雨どいの火山灰撤去に取り組んでおり、年度内に完了予定です。

社会教育活動は、1月8日に「阿蘇市成人式」を開催し、対象者292人のうち、223人が出席、多くのご来賓・保護者の参列のもと盛会に開催しました。

また、熊本地震復興支援として、明治大学マンドリン倶楽部が主催する特別演奏会が今月7日、阿蘇体育館において開催されます。多くの皆様にご観覧いただきますようお願いいたします。

次に、病院事業について報告いたします。

【阿蘇医療センター】

医療環境の整備等は、病院事業管理者とともに熊本県へ要望を続け、冬期の寒波等で道路が凍結し、孤立した場合の重篤患者等の最終搬送手段として、自衛隊ヘリの出動要請による緊急患者空輸体制を構築しました。引き続き、市民の皆様の医療需要と利便性確保のため、医師及び看護師の確保並びに難病・がん・肝炎等の特殊外来と専門医不在の皮膚科・耳鼻咽喉科・口腔外科の開設など、各種制度支援・財政支援を強く要望していきます。

以上、3月定例会開会にあたっての諸般の報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の諸般の報告が終わりました。

お諮りをいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。暫時休憩をいたします。なお、10時40分から再開いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第 5、市長より、今期定例会に提出される議案の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、平成 29 年第 1 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 1 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 28 年 9 月 25 日、阿蘇市黒川において発生した車両の物損事故について、同年 11 月 30 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 2 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 28 年 12 月 9 日、阿蘇市赤水において発生した車両の物損事故について、平成 29 年 1 月 26 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 3 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 28 年 11 月 22 日、阿蘇市波野大字波野において発生した車両の物損事故について、平成 29 年 2 月 2 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

承認第 1 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 28 年 9 月 16 日、阿蘇市黒川において発生した公用車の物損事故について、同年 11 月 21 日に示談が成立、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第 2 号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」

本件は、所得税法等の一部を改正する法律及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に併せて条例の規定を整備し、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第 3 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に併せて条例の規定を整備し、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第 4 号「専決処分した平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 7 号補正であります。

本件は、本年 2 月 7 日、阿蘇山の噴火警戒レベルが「2」から「1」に引き下げられたことを受け、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳出において、阿蘇山上に堆積している火山灰や噴石の除去等の応急費用として 3,200 万円を計上しております。

なお、財源には、予備費を重要しておりますので、歳入歳出予算総額に変更はありません。

議案第 1 号「阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」

本件は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 2 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

本件は、人事院勧告に基づき給料表の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 3 号「阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について」

本件は、行政財産の使用料について、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 4 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」

本件は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 5 号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」

本件は、阿蘇市簡易水道の一部区域を阿蘇市上水道へ統合するため、関係条例の一部を改正し、その施行の日を「平成 29 年 4 月 1 日」としておりましたが、熊本地震による災害復旧事業を優先し、連絡管の布設が設備できなかったことから、施行の日を延期する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 6 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 8 号補正であります。

歳入では、熊本地震災害復旧事業に係る国・県支出金、地方債等の次年度実施分を減額するほか、特別交付税を追加しております。

歳出では、熊本地震に係る農地等災害復旧事業、公共土木災害復旧事業、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業費補助金等において、次年度に実施する事業費を減額するほか、公立学校施設災害復旧事業を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 32 億 9,337 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 282 億 4,838 万円といたしました。

議案第 7 号「平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、観光施設使用料及び売店収入を減額し、一般会計繰入金を計上、歳出では、公園道路費及び観光振興費等を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 4,131 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 5,905 万円といたしました。

議案第 8 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 5 号補正であります。

歳入では、国庫補助金及び国庫負担金等を減額し、市債を追加、歳出では下水道事業費及び下水道施設災害復旧費等を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 2 億 1,416 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 10 億 8,573 万 7,000 円といたしました。

議案第 9 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

歳入では、国民健康保険税及び共同事業交付金等を減額し、他会計繰入金等を追加、歳出では総務管理費を追加、共同事業拠出金及び繰出金等を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 1 億 714 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 43 億 8,397 万 2,000 円といたしました。

議案第 10 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

歳入では、介護保険料等を減額し、国庫補助金を追加、歳出では介護認定審査会費等を減額し、総務管理費及び介護予防サービス等諸費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 917 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 32 億 7,499 万 1,000 円といたしました。

議案第 11 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

歳入では、後期高齢者医療保険料を減額し、一般会計繰入金を追加、歳出では、総務管理費を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 347 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 3 億 8,753 万 4,000 円といたしました。

議案第 12 号「平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、使用料を減額し、一般会計繰入金を追加、歳出では諸費を追加し、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 99 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 1,761 万 2,000 円といたしました。

議案第 13 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

収益的支出では、営業費用を追加し、総額を 6 億 1,464 万 8,000 円といたしました。資本的支出では、国庫補助金返還金を計上し、総額を 8 億 5,975 万 6,000 円といたしました。

議案第 14 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

収益的収入では、医業収益を減額し、医業外収益を追加、収益的支出では、医業費用を追

加し、収益的収入及び支出総額を 24 億 6,394 万 4,000 円といたしました。

資本的収入では、企業債を追加し、補助金を減額、総額を 5,629 万 8,000 円といたしました。

また、営業運転資金に充てるため、一般会計からの借入金を 6,890 万円計上いたしました。

議案第 15 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計予算について」

本予算は、本年 2 月に市長選挙が行われたため、骨格予算の編成であります。

経常的な事務事業以外に熊本地震の災害復旧事業費等を計上しているため、対前年比 19.1%の増となっております。

歳入では、地方交付税の段階的縮減や震災による市税等への減収を見込むほか、震災復旧事業に係る国・県の負担金等及び熊本地震復興基金交付金等を計上しております。

歳出では、公共土木施設災害復旧事業、農林水産業施設災害復旧事業、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業、熊本地震復興基金交付金事業等を計上しております。

歳出では、公共土木施設災害復旧事業、農林水産施設災害復旧事業等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 179 億 7,211 万 9,000 円といたしました。

議案第 16 号「阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」

歳入では、観光施設使用料等を、歳出では公園道路費及び観光振興費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 6,900 万円といたしました。

議案第 17 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」

本予算は、骨格予算の編成であります。

歳入では、使用料及び繰入金等を、歳出では、下水道事業費及び下水道施設災害復旧費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 4 億 6,694 万 7,000 円といたしました。

議案第 18 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」

歳入では、国民健康保険税、前期高齢者交付金及び共同事業交付金等を、歳出では療養諸費、共同事業拠出金及び特定健康診査等事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 42 億 2,939 万 6,000 円といたしました。

議案第 19 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」

歳入では、介護保険料、支払基金交付金及び一般会計繰入金等を、歳出では、介護サービス等諸費、介護予防・生活支援サービス事業費及び包括的支援事業・任意事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 31 億 2,252 万 1,000 円といたしました。

議案第 20 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」

歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金及び受託事業収入等を、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び健康保持増進事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 4 億 941 万 5,000 円といたしました。

議案第 21 号「平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料等を、歳出では、水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 1,740 万 9,000 円といたしました。

議案第 22 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」

歳入では、水道使用料等を、歳出では、財産管理費及び水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 780 万 3,000 円といたしました。

議案第 23 号「平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料等を、歳出では、財産管理費及び水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 1,834 万 7,000 円といたしました。

議案第 24 号「平成 29 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」

歳入歳出とも、原野貸付に伴う予算を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 4 万円といたしました。

議案第 25 号「平成 29 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」

歳入歳出とも、区画整理に伴う予算を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 96 万 8,000 円といたしました。

議案第 26 号「平成 29 年度阿蘇市水道事業会計予算について」

本予算は、骨格予算の編成であります。

上水道事業給水戸数 8,063 戸、簡易水道事業給水戸数 1,788 戸に対し、給配水を行うものであります。

収益的収入では、営業収益及び営業外収益を計上し、総額を 5 億 661 万 6,000 円、収益的支出では、営業費用及び営業外費用等を計上し、総額を 4 億 8,810 万 4,000 円とし、1,851 万 2,000 円の経常利益を目標といたします。

また、資本的収入では、加入金及び他会計補助金を計上し、総額を 2,806 万円、資本的支出では、建設改良費及び企業債償還金等を計上し、総額を 1 億 9,753 万円といたしました。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 6,947 万円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたします。

議案第 27 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計予算について」

本予算は、骨格予算の編成であります。

収益的収入では、医業収益及び医業外収益等を、収益的支出では、医業費用及び医業外費用等を計上し、収益的収入及び支出総額を 25 億 4,060 万 7,000 円といたしました。

また、資本的収入では、他会計負担金を計上し、総額を 2,685 万 4,000 円、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金及び他会計借入金を計上し、総額を 1 億 839 万 9,000 円といたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 8,154 万 5,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

議案第 28 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 29 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 30 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 31 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 32 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 40 件、報告 3 件、承認 4 件、条例 5 件、予算 22 件、その他 6 件を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の「提案理由の説明」が終了しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後午前 11 時 10 分から全員協議会を開催したいと思いますので、議員の皆さんのご出席をよろしく願います。

午前 11 時 01 分 散会